

平成 3 1 年

第 3 回 3 月 定例 教育 委員 会 議 事 録

平成 31 年 3 月 28 日

大 野 城 市 教 育 委 員 会

## 次 第

### 1 招集日時

- 招集日 平成 31 年 3 月 28 日
- 開会時間 午後 1 時 00 分
- 閉会時間 午後 2 時 00 分

### 2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3

### 3 会議次第

#### (1) 議事録署名委員

- 平成 31 年第 2 回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
- 今回議事録の署名委員 角 敬之 委員

#### (2) 議事 (全て可決)

- 第 9 号 小学校・中学校管理職員等の人事について
- 第 10 号 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 11 号 大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第 12 号 平成 31 (2019) 年度大野城市教育振興基本計画について
- 第 13 号 平成 31 (2019) 年度学校医の委嘱について
- 第 14 号 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 15 号 大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 第 16 号 大野城市留守家庭児童保育所入所可否決定基準取扱要綱の制定について
- 第 17 号 平成 31 (2019) 年度産業医の選任について

#### (3) 教育長報告 なし

#### (4) 報告 なし

#### (5) その他

- ①教育長の業務報告 (平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 31 年 4 月分)
- ③ 3 月定例議会 一般質問の概要について

- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 角 敬之 安部 一枝  
高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也  
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹  
教 育 振 興 課 長 森永 希代美  
教 育 指 導 室 長 野口 英世  
ス ポ ー ツ 課 長 船越 善英  
ふるさと文化財課長 石木 秀啓  
教育政策課係長 葉山 賀瑞江  
教育政策課担当 佐藤 恵士
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 佐藤 恵士

午後 1 時00分 開会

○吉富教育長

おそろいでございますので、早速始めさせていただきます。

午前の総合教育会議におきましては、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。教育委員会としましても、大切なツボのところをどなたにも意見を言っていただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、大野城市が3学期制をしいておりますので、判断の基準が3学期制に依拠したものを考えていく傾向に流れがちなところを、できるだけそうならないように、無理なことかもわかりませんが、どなたにとっても公平なイーブンな情報をという気持ちで室長も述べたところがございます。その点につきまして、ご意見を賜りまして本当にありがとうございました。心強うございました。ありがとうございます。

それでは、ただいまより平成31年3月定例教育委員会を開会いたします。

[会議録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の2月定例会にて、梶原委員さんをお願いしておりましたので、梶原委員、署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、角委員さんをお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いします。

○角委員

はい、わかりました。

○吉富教育長

よろしくをお願いいたします。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

〔第9号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について〕

〔第10号議案 大野城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について〕

○吉富教育長

お手元に資料が行っておりますので、おわかりのように、第9号議案及び第10号議案は人事案件でございますので、これを非公開としたいと思いますが、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第9号議案及び第10号議案の議案審議につきましては、非公開といたします。議事録作成用の録音を停止し、事務局職員は退席をお願いいたします。審議が終わりましたら、お声をおかけします。

(録音中断)

○吉富教育長

第9号議案、第10号議案、人事案件をお諮りいたしましたがお認めいただきましたので、ご報告をしておきます。

〔第11号議案 大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第11号議案、大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明をお願いいたします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第11号議案、大野城市教育委員会共催等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定につきまして、ご説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

理由としましては、教育委員会における共催等の承認基準を明確にするため、所要の改正を行うものとなっております。

内容につきましては、4ページ、5ページを御覧ください。

左に改正前、右に改正後というところで載せております。大きく変わったところをご説明させていただきます。

まず、第4条ですが、「団体等」となっているところを「個人または団体等」に置き換えております。あと、(1)、(3)につきましては、「政治的及び宗教的な目的を有しないこと」と書いていた文言につきまして、もう少し詳細に改正をしております。具体的に申しますと、改正後の(3)特定の政党又は政治的団体もしくは宗教を支持し、またはこれに反対する活動でないこと、というところであります。もう一つ、(4)政治的な立場、または特定の主義主張に立脚しておらず、かつ教育委員会が共催等を承認することにより行政の中立性を損なうおそれがないこと、という文言を追加しております。あと、(7)のところ、承認が取り消された場合、当該の取り消しの日から3年を経過するまで承認ができないでありますとか、そういった内容を付加しているところでございます。

第8条の取り消しにつきましても、文言で「決定者について」としているところを、決定者について、第4条、先ほど説明した内容に掲げる基準に該当しないと判明したときというような内容をこの文言に付加しております。

大きな概要は以上となっております。よろしくお願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、お尋ねがありましたら、どうぞ。

角委員、お願いします。

○角委員

全文を見ていないので失礼なんですけども、共催等の「等」が何を指すのか。後援を含んでるのかどうか、それを教えてください。

○吉富教育長

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

今、共催等というところには、第2条の定義を三つ掲げておりまして、共催、後援、賞状の交付という部分になっております。以上の部分でどちらを希望されますかというような内容を伺って、その内容を基準に照らして判断させていただいているところであります。

○吉富教育長

よろしいですか。

○角委員

はい、わかりました。

○吉富教育長

明確にありがとうございます。

ほかにご確認等ありましたらどうぞ。いいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは採決に入らせていただきます。

第11号議案について、承認することに異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第11号議案は承認すべきものと決めます。

〔第12号議案 平成31（2019）年度大野城市教育振興基本計画について〕

○吉富教育長

引き続き、第12号議案、平成31年度大野城市教育振興基本計画について説明をお願いいたします。

橋元課長、お願いします。

○橋元教育政策課長

それでは、第12号議案、平成31年度大野城市教育振興基本計画についてご説明をさせていただきます。

こちらの議案につきましては、大野城市の教育政策大綱、平成31年度から35年度に掲げられる今後の教育施策の基本目標を具現化するため、平成31年度における取り組みや重点目標を定めるものでございます。

内容につきましては、午前中の教育総合会議でご説明したとおりになっておりますので、割愛をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりました。午前中に開催されました総合教育会議における大野城市教育振興基本計画について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第12号議案は承認すべきものと決めます。

〔第13号議案 平成31（2019）年度学校医の委嘱について〕

○吉富教育長

第13号議案、平成31年度の学校医の委嘱について、提案をお願いいたします。

橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第13号議案、平成31年度学校医の委嘱についてご説明をさせていただきます



ます。

こちらにつきましては、いろんなところに書かせていただいておりますが、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医（耳鼻科医）を変更し、新たに新しい学校医（耳鼻科医）を委嘱するものでございます。

内容につきましては、8ページ、9ページを御覧ください。

平成31年度の変更点ということで、学校医、大野小、大野北小、大野東小、御笠の森小、大野東中、御陵中の先生につきまして、それぞれ柳田とも子先生だったところを、松田先生、渡辺先生、本田先生、末吉先生に変更したものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、9ページに書いておりますように、委嘱期間、平成31年4月1日から32年3月31日までとなっております。平成31年度に委嘱予定であった学校の変更に伴い、新たな学校医を委嘱するものということになっております。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。何かご確認ございましたらどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第13号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第13号議案は承認すべきものと決めます。

〔第14号議案 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について〕

○吉富教育長

続き、第14号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

10ページをお願いいたします。第14号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

理由は、大野城市スポーツ推進に関する規則第4条に基づき、大野城市スポーツ推

進委員を委嘱するものです。

11ページをお願いいたします。表の右側の選出区分ですが、第1号が公益財団法人大野城市体育協会から推薦された者となっております。第2号がスポーツ少年団から推薦された者です。第3号が各地区コミュニティ運営協議会から推薦された者、第4号が障がい者福祉団体から推薦された者、これは載っていませんけど、第5号が小中学校の教諭を含む学識経験者等となっております。

現在は、各地区から5名選出となっておりますが、現在は19名となっております。1名教員を含む学識経験者がまだ決まっておりません。決まりましたら、また教育委員会で話させていただきたいと思います。

以上です。

○吉富教育長

第1号が体育協会、第2号がスポーツ少年団、第3号が各地区コミュニティ運営協議会、第4号が障がい者福祉団体ということで推薦枠の中から出ておられます。何かご確認ございますか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、第14号議案について、承認することに異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第14号議案は承認すべきものと決めます。

[第15号議案 大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について]

○吉富教育長

第15号議案、大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、説明をお願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

それでは、第15号議案、大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてご説明いたします。

すみません。本日配布の資料となります。申しわけございません。決裁に時間を要したものですから、当日配付となってしまいまして申しわけございません。

1枚めくっていただいて、議案があると思います。よろしいですか。

○吉富教育長

はい、どうぞ。お願いいたします。

○森永教育振興課長

制定の理由でございますが、留守家庭児童保育所に関する業務が教育委員会に事務委任されることに伴いまして、留守家庭児童保育所の設置及び管理に関し、教育委員会において新たに規則を制定するものでございます。

規則の内容につきましては、2ページ、3ページから様式まで、13ページまでがこの規則の内容となっております。規則に制定されてます主なものは、休所日、保育の時間、入所の決定方法や保育料及びおやつ代、放課後児童支援員など、全部で11条となっております。

規則に関する説明は以上でございます。

○吉富教育長

これは本日配付ですね。

○森永教育振興課長

はい、そうです。

○吉富教育長

説明が終わりました。どうぞ。

○角委員

これ、移管前はどのような施行規則になっていたんですか。宛先が大野城教育委員会

というのは当然書いてありますけども、今まであったのを、大野城教育委員会に係るような文言のところだけを訂正されたのかどうか教えてください。

○森永教育振興課長

移管前は、大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則ということで、教育委員会の規則ではなく、市長部局の規則となっておりました。そのものを丸々全部を、「市長は」というところを「教育委員会は」という形になりまして、教育委員会の規則として制定するものでございます。

○角委員

基本的にはその繰り返しになるんですかね。

○森永教育振興課長

はい。基本的には丸々同じ規則を、市長部局のほうを廃止いたしまして、教育委員会で新たにこの規則を設定するものでございます。変更した部分は、例えば3条の2項を見ていただきますと、「前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は」、これは、前の分では「市長が特に必要と認める場合は」という表現となっております。「市長が認めるもの」もしくは「市長に届け出るもの」というところが「教育委員会は」という形になっているものでございます。

○吉富教育長

いいですか。はい、どうぞ。

○角委員

最初からそう説明をしていただくと、もともとあったやつで「市長」というところを「教育委員会」とか云々に変えていますと、だから中身は変わっていませんという説明をしていただければいいんだけど、1から見なきゃいかんかどうかを検討せんといかんじゃないですか。

○森永教育振興課長

申しわけございませんでした。次はそのように説明させていただきます。

○吉富教育長

それでは、「教育委員会は」というところが「市長」との入れかえになっているということですね。

○森永教育振興課長

はい。

○吉富教育長

それでは、内容そのものについてはいいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは採決に入らせていただきます。

第15号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第15号議案は承認すべきものと決めます。

〔第16号議案 大野城市留守家庭児童保育所入所可否決定基準取扱要綱の制定について〕

○吉富教育長

第16号議案でございます。第16号、大野城市留守家庭児童保育所入所可否決定基準取扱要綱の制定について説明お願いいたします。

森永課長、お願いいたします。

○森永教育振興課長

まず、先に配付させていただきました本日の教育委員会の資料におきましては、第16号に大野城市留守家庭児童保育所入所措置基準取扱要綱の制定についてということでお知らせしていたところでございますが、この要綱を大野城市留守家庭児童保育所入所措置基準取扱要綱、以前、市長部局にあったものを廃止いたしまして、新たに今回、教育委員会でこの要綱を上げるに当たりまして、法制担当と審議いたしましたと

ころ、措置という言葉では何をどのように措置するのか不明確ということから、この要綱で定めているものは入所可否の決定について基準を定めるものであることから、新たに制定するタイミングにおきまして、要綱名を前回廃止したものから一部変えているものであります。そこで、本日お配りしているものにつきましては、措置ではなく入所可否決定基準という形になっております。申しわけございませんでした。

それでは、この制定について理由を説明させていただきます。

先ほど第15号議案と同じく、留守家庭児童保育所の業務が教育委員会に事務委任されることに伴いまして、市長部局の要綱を廃止いたしまして、内容は同じく教育委員会で認めるものと変えたところで、新たに教育委員会で要綱を制定するものでございます。

内容ですけれども、先ほどご説明いたしましたように、入所可否の決定に関する基準を定めたもので、全部で5条で構成するものでございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

措置の具体的な内容、いわゆる入所可否等についての具体的な内容をここで列挙したということですね。

○森永教育振興課長

はい。

○吉富教育長

ということでございます。何かお尋ねがありましたらどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第16号議案について採決に入ります。

承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第16号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

[第17号議案 平成31（2019）年度産業医の選任について]

○吉富教育長

続けます。第17号議案、平成31年度産業医の選任について説明をお願いいたします。  
橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第17号議案、平成31年度産業医の選任につきましてご説明いたします。

理由としましては、理由のところに掲げておりますように、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、小中学校における産業医を選任するものということになっております。なお、産業医につきましては、労働者数が50人以上のところに設置基準があることになっておりますので、めくっていただいて18ページに記載しておりますように、50人以上教職員がいる学校が大野小と平野中になっております。ですから、こちらの小学校、中学校、各1校ずつだけにそれぞれ産業医を設置しているものでございます。

なお、選任期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

よろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

ただいまの説明について、質問がありましたらどうぞ。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第17号議案について、承認することに異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、承認すべきものと決めます。

[教育長報告]

○吉富教育長

次は教育長の報告でございますが、今月は特に報告すべき事案を持っておりません

ので、次に行かせていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

何かありますか。ないですかね。

〔その他〕

- ①教育長の業務報告（平成31年2月～平成31年3月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成31年4月分）
- ③3月定例議会 一般質問の概要について

○吉富教育長

それでは、用意しておりました議題につきましては一応これで終わりとなりますので、以上を持ちまして3月定例教育委員会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会